



「遺族基礎年金の給付請求」の対象者

亡くなった方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子。

(事実婚を含むが、子は亡くなった方の実子または養子であること)

子とは死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の障害の状態にある方。

(婚姻していない場合に限ります。また、死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。)

子のある配偶者が遺族基礎年金を受け取っている間や、子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。